

新 見 市

市長定例記者会見

令和6年2月16日（金）
新見市役所 第1委員会室



発	表	資	料
令	和	6	年
2	月	16	日
学	校	教	育
課			
☎	72-6146	(6246)

1 学校給食費応援に一みんポイント事業

○ 趣 旨

保護者が負担する学校給食費相当分を一みんポイントで付与することにより、子育て世代の経済的支援を推進する。

○ 概 要

【対象者】 次の要件を全て満たしている人

- (1) 児童生徒及び保護者（申請者）が新見市に住所を有していること
- (2) 保護者（申請者）が新見市オリジナルI COCAカードを所有していること
- (3) 学校給食費を滞納していないこと

【ポイント付与額】

- 小学生 年間60,000に一みんポイント（5,000に一みんポイント/月）
- 中学生 年間72,000に一みんポイント（6,000に一みんポイント/月）

【付与時期等】 ①令和6年7月20日（土） 4月～7月の4か月分
 ②令和6年12月20日（金） 8月～12月の5か月分
 ③令和7年3月20日（木） 1月～3月の3か月分

【事業費】 100,184千円

【財 源】 過疎対策事業債（ソフト事業分）

2 新見市版「こども誰でも通園制度」事業

発 表 資 料
令和6年2月16日
子育て支援課
☎ 72-6115 (1115)

○ 趣 旨

昨年11月に宣言した「こどもまんなか応援サポーター宣言」の趣旨でもある「こどもたちのために何ができるか」を考え、現在、多様化する子育て環境の中、入所要件を満たしていない保護者世帯のこどもが市内の公立保育所及び認定こども園に通園できる制度を設ける。併せて1号認定における預かり保育の保護者負担金を無料とする。

○ 概 要

【現状】

区分	年齢	入所要件	保育時間	備考
1号認定	3歳以上	不要	午前8時～午後1時30分	預かり保育（注1）：日額450円
2号認定	3歳以上	必要	午前8時～午後4時 又は 午前7時30分～午後6時30分	年度途中に入所要件がなくなった場合、原則1号認定
3号認定	3歳未満			年度途中に入所要件がなくなった場合、原則退園

（注1）「預かり保育」とは、1号認定において、保護者の都合により午後6時まで保育が可能である。

【新制度】 ○実施時期：令和6年4月1日

区分	年齢	入所要件	保育時間	備考
1号認定	3歳以上	不要	午前8時～午後1時30分	預かり保育（注1）： 無料
2号認定	3歳以上	必要	午前8時～午後4時 又は 午前7時30分～午後6時30分	年度途中に入所要件がなくなった場合、原則1号認定
3号認定	3歳未満			年度途中に入所要件がなくなった場合、 3号認定相当（1歳児・2歳児）として通園が可能
3号認定相当 （注2）	1歳児・2歳児	不要	午前8時～午後4時	（対象施設）6園 草間台保育所、熊谷認定こども園、大佐認定こども園、 神代認定こども園、哲多認定こども園、哲西認定こども園

（注2）「3号認定相当」とは、入所要件（就労等）を満たすことなく公立の保育所や認定こども園に通園できる。

ただし、希望する園とならない場合がある。

3

移住定住奨励事業

発	表	資	料
令	和	6	年
2	月	16	日
移	住	・	定
住	・	定	住
推	進	課	
☎	72-6114	(1223)

○ 趣 旨

新規学卒者等やI J Uターン者で、市内に定住し、新たに市内又は通勤可能な市外の事業所に就業する者に対し、に一みんポイントを付与するもの。既存の「ふるさと定住支援金」と「I J Uターン就職奨励金」を整理統合し、実施する。

○ 概 要

【対象者】 次の要件を全て満たしている人

(1) 新規学卒者（中退含）

- ・ 新見市に住民登録がある人
- ・ 卒業（中退）後、6カ月以内に市内又は通勤可能な市外事業所へ正規職員として就職した人
- ・ 雇用開始日から5年間、転出しない意思を示した人

(2) I J Uターン者

- ・ 転入前、市外に1年以上居住していた人
- ・ 転入後1年以内に市内又は通勤可能な市外事業所へ正規職員として就職した人
- ・ 雇用開始日から5年間、転出しない意思を示した人

【ポイント付与額】 (1) 新規学卒者等 10万ポイント
(2) I J Uターン者 20万ポイント

【事業費】 14,000千円

【財 源】 一般財源

発 表 資 料
令 和 6 年 2 月 16 日
商 工 観 光 課
☎ 72-6137 (1252)

○ 趣 旨

人手不足があらゆる業界で全国的な課題となる中、本市における地元雇用の拡大や労働力の確保に向け、市内事業所に就職した新規学卒者及び I J U ターン者に対し、就職奨励に一みんポイントを付与する。

○ 概 要

【対象者】 次の要件を全て満たしている人

- (1) 新規学卒者（中退含）
 - ・ 新見市に住民登録がある人
 - ・ 卒業（中退）後、6カ月以内に市内事業所へ正規職員として就職した人（公務員は除く。）
 - ・ 市内事業所に5年間勤務する意思を示した人
- (2) I J U ターン者
 - ・ 転入前、市外に1年以上居住していた人
 - ・ 転入後1年以内に市内事業所へ正規職員として就職した人（公務員は除く。）
 - ・ 市内事業所に5年間勤務する意思を示した人

【ポイント付与額】 30万ポイント／1人
 ※市内高校・特別支援学校、新見公立大学の新規学卒者は、10万ポイント／1人を加算する。

【付与方法】 ・ 就職奨励に一みんポイントは、就職して1年経過ごとに10万ポイント（最長3年間で30万ポイント）を付与する。
 ・ 加算ポイントは、就職した年に付与する。

【事業費】 2,000千円 《債務負担行為 9,500千円（令和7年度予算）》
 【財 源】 一般財源

5 介護職員定着奨励金給付事業

発 表 資 料
令 和 6 年 2 月 16 日
介 護 保 険 課
☎ 72-3148 (1126)

○ 趣 旨

介護職員不足が全国的な課題となる中、介護職員の確保に向け市内介護事業所に就職した介護職員へ奨励金を給付する。

○ 概 要

【対象者】 次の要件を全て満たしている人

- ・ 市内介護事業所に正規職員として就職した介護職員
- ・ 新見市に住民登録がある人
- ・ 新見市介護学生奨学支援金を受給していない人

【奨励金】 50万円／1人

【給付方法】 就職して1年経過ごとに10万円（最長5年間で50万円）を給付する。

【事業費】 0千円 《債務負担行為 500千円（令和7年度予算）》

【財 源】 一般財源

発 表 資 料
令 和 6 年 2 月 16 日
健 康 医 療 課
☎ 72-6130 (6605)

○ 趣 旨

医療従事者不足が全国的な課題となる中、本市における若手看護師確保のため、市内医療機関に就職した看護師へ奨励金を給付する。

○ 概 要

【対象者】 次の要件を全て満たしている人

- ・ 市内医療機関に正規職員として就職した看護師及び准看護師であって45歳未満の人
- ・ 新見市に住民登録がある人
- ・ 新見市看護学生奨学支援金を受給していない人

【奨励金】 50万円／1人

【給付方法】 就職して1年経過ごとに10万円（最長5年間で50万円）を給付する。

【事業費】 0千円 《債務負担行為 800千円（令和7年度予算）》

【財 源】 一般財源

7 高校魅力化推進事業（拡充）

発	表	資	料
令	和	6	年
2	月	16	日
総	合	政	策
課			
☎	72-6143	(1235)

○ 趣 旨

市内中学校から市内高校への進学率が低下しているため、高校の新たな魅力向上を図り、生徒が充実した学校生活を送ることができる支援を行う。

○ 概 要

(1) 高等学校生徒資格取得助成金事業【新規】

【要件】 指定する資格を取得した場合、検定料など（複数申請可）の1/2（上限2万円）を助成する。

【事業費】 1,200千円

【財源】 ふるさとにのみ応援基金繰入金

(2) 新見高校生徒部活動専門人材派遣事業【新規】

【要件】 部活動を充実させるため、生徒が希望する指導者等を派遣し技術向上を図る。

【事業費】 200千円×15部活=3,000千円

【財源】 ふるさとにのみ応援基金繰入金

(3) 新見高校生徒留学支援事業【新規】

【要件】 英検準2級取得者を対象とし、長期休業中に英語圏へ短期海外留学（ホームステイ等）する生徒に対し2/3（上限30万円）を助成する。

【事業費】 300千円×5人=1,500千円

【財源】 ふるさとにのみ応援基金繰入金

* 高校創生パワーアップ事業、高校オリジナル商品開発事業は継続

* 市内高校通学費助成事業は令和6年入学生までを対象とし、令和6年度末で新規受付を停止

発 表 資 料
令 和 6 年 2 月 16 日
農 業 畜 産 振 興 課
☎ 72-6133 (1284)

○ 趣 旨

有害鳥獣による農作物への被害を防止するための「被害防除」と「捕獲」に継続的に取り組んでいるが、特に被害が大きいイノシシ、ニホンジカ及びニホンザルに対する取組について拡充し、効果的な被害防止対策を実施する。

○ 概 要

- (1) 有害鳥獣捕獲奨励補助金（単市事業）におけるイノシシ及びニホンジカの1頭あたり単価等の拡充
 - 【補助金単価】イノシシ 1,000円から2,000円に増額（対象期間を、非狩猟期から通年に拡大）
 - ニホンジカ 2,000円から4,000円に増額
 - 【事業費】 9,675千円（事業全体）
 - 【財 源】 一般財源 ※「ニホンジカ」は、「豊かな森のぬくもり基金繰入金」を充当
- (2) サル被害防止複合対策
 - ①農地へのサルの侵入を防止するため、複合柵の設置に係る費用の一部助成事業を新設
 - 【補助要件】延長100m以上で複合柵の設置及び複合化に要した経費の1/2を助成
 - 【事業費】 1,970千円
 - 【財 源】 一般財源
 - ②動物位置情報システムを活用した被害防止対策の取組
 - 【事業内容】ニホンザルの群れに取り付けたGPS発信機のログデータを受信する基地局を新たに設置し、動物位置情報システムによって群れの位置や軌跡を確認することで、追い払いや農地の見回りに活用する体制を整備し、ニホンザルによる農作物への被害を未然に防止する。
 - 【事業費】 3,330千円（GPS発信機＋基地局×2セット）
 - 【財 源】 ふるさとにのみ応援基金繰入金
- (3) 動物駆逐用煙火支給事業の拡充
 - 【事業内容】有害鳥獣による農作物への被害を軽減するため動物駆逐用煙火の支給回数を年2回から年3回までに拡充
 - 【事業費】 865千円
 - 【財 源】 一般財源

森林境界明確化事業

発	表	資	料
令	和	6	年
2	月	16	日
林	業	振	興
課			
☎	72-6134	(1281)

○ 趣 旨

森林施業を行うためには、森林境界が明確であることが前提条件となるが、地籍調査の未実施に加えて、森林所有者の高齢化や山への関心の薄れなどから境界の不明確な森林が多数存在し、施業を妨げる要因となっている。

令和5年度に構築する「新見市森林管理用GISシステム」、航空画像や県が解析した航空レーザー解析データなどを基に森林所有者に確認作業を行い森林境界の明確化を推進する。

○ 概 要

【事業内容】

地籍調査未実施の森林について、各種森林情報を基に境界素図を作成し、集落を基本とした団地ごとに森林所有者への確認作業を行い森林境界の明確化を実施する。

実施にあたっては、林政コーディネーター1人を配置し事業を推進する。

【実施予定地区】

- ・大佐大井野赤松
(約240ha)

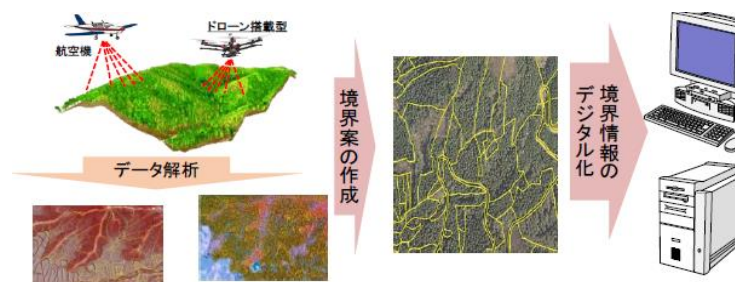
事業説明 → 境界素図作成 → 境界素図確認 → 所有者同意取得 → データ登録

- ・大佐永富・小南の一部
(約260ha)

事業説明 → 境界素図作成

【事業費】 39,026千円

【財 源】 豊かな森のぬくもり基金繰入金



(出典：林野庁)

発 表 資 料
令 和 6 年 2 月 16 日
林 業 振 興 課
☎ 72-6134 (1281)

○ 趣 旨

本市の森林資源は本格的な利用期を迎え、森林施業の形態も間伐主体から皆伐へ移行しており素材生産量は増加している。しかしながら、長期的な木材価格の低迷などにより、森林所有者の森林経営に対する関心も低く、皆伐後の再造林率は約30%と低調な状況にある。次世代へ豊富な森林資源をつないでいくため、森林所有者が再造林を実施した場合に、奨励金を交付し林業経営に対する関心を高め再造林を促進する。

○ 概 要

- 【事業内容】 森林所有者が皆伐後に再造林を実施した場合に奨励金を交付する。
- 【対象者】 森林所有者（公有林などを除く）
- 【交付条件】 国・県の補助を受け再造林を実施した市内山林
- 【奨励金】 1ha当たり10万円
- 【事業費】 3,500千円
- 【財 源】 豊かな森のぬくもり基金繰入金

11 林業資格取得支援事業

発	表	資	料
令	和	6	年
2	月	16	日
林	業	振	興
課			
☎	72-6134	(1281)

○ 趣 旨

本市の人工林のうち8割以上が利用期を迎えており、森林資源を計画的に利用し、森林資源の循環サイクルにより豊かな森林を未来につないでいくためには、林業就業者の確保・育成が不可欠である。未経験者でも林業に就き、必要な技術や知識を学んでもらうため、林業事業体、個人林家、木材加工業者で国・県の補助制度の対象とならない資格取得等の経費に対して支援することで、林業担い手の確保を図る。

○ 概 要

【事業内容】 林業従事者として必要な技術や知識の習得に係る経費の一部を補助する。

【対象者】 ①市内に事業所を有し県に木材業者等の登録を行っている事業体の事業主及び従業員
②市内に山林を所有し在住する県に木材業者等の登録を行っている個人林家

【対象経費】 資格取得に必要な講座の受講料
資格試験等の受験料及び登録免許料

【補助金額】	対象経費が5万円未満	全額
	対象経費が5～10万円	5万円
	対象経費が10万円以上	1/2以内 上限10万円

【事業費】 2,000千円

【財 源】 豊かな森のぬくもり基金繰入金

12 オリジナル I C O C A による地域活性化事業

発 表 資 料
令 和 6 年 2 月 16 日
商 工 観 光 課
☎ 72-6137 (1253)

○ 趣 旨

オリジナル I C O C A の更なる利用促進につなげるため啓発活動を実施する。また、キャッシュレス化の推進と利便性の向上を図るため、オリジナル I C O C A からモバイル I C O C A に乗り換える市民を対象に、に一みんポイントを付与する。

○ 概 要

【事業内容】

(1) オリジナル I C O C A 啓発事業

① キャッシュレス決済導入補助金

- ・オリジナル I C O C A の専用決済端末機の設置を条件として、キャッシュレス決済を新規導入する市内事業者及び創業者の初期費用の一部を支援する。

② 加盟店ステッカー及びのぼり配付事業

- ・オリジナル I C O C A が利用できる加盟店であることを市民へ周知するため、のぼり・ミニのぼり・ステッカーを作成して登録加盟店へ配布する。

③ マグネット式シールによる広報活動

- ・公用車にマグネット式シールを貼り付け啓発する。

(2) モバイル I C O C A 乗り換え推進事業

- ・オリジナル I C O C A を所持している市民が、J R の発行するモバイル I C O C A に移行する場合、最大 1, 0 0 0 に一みんポイントを付与する。(下記①と②で最大 1, 0 0 0 に一みんポイント)

① モバイル I C O C A に移行で 5 0 0 に一みんポイント

② オリジナル I C O C A 返却で 5 0 0 に一みんポイント

【事業費】 1 0, 4 0 0 千円 (1) 3, 2 0 0 千円 (2) 7, 2 0 0 千円

【財 源】 一般財源 (一部 オリジナル I C O C A デポジット返還金を充当)

「森の芸術祭 晴れの国・岡山」関連事業

発	表	資	料
令	和	6	年
2	月	16	日
商	工	観	光
課			
☎	72-6136	(1264)

○ 趣 旨

令和6年9月28日から11月24日まで、県北部で開催される「森の芸術祭 晴れの国・岡山」において、本市の「満奇洞」に芸術作品が展示されることから、同芸術祭に併せた効果的なプロモーションなどソフト事業の実施により、本市への観光誘客の促進を図る。

○ 概 要

- 【事業概要】
- ①大阪環状線を走る電車に、芸術祭や本市が誇るA級グルメなど本市観光資源をPRする車体広告を実施する。なお、運行初日には、大阪環状線内の駅で出発式を行う。
 - ②自然・文化・芸術等を組み合わせた新たな観光コンテンツとして、満奇洞のある本市南東エリアを中心としたツアーを造成する。
 - ③JR利用による観光誘客や本市内での周遊性の向上を促進するため、新見駅ー井倉地域ー満奇洞を結ぶ、無料シャトルバスを運行する。

- 【事業費】
- ① 13,000千円
 - ② 1,650千円
 - ③ 6,000千円

- 【財 源】
- ①ふるさとにのみ応援基金繰入金
 - ②一般財源
 - ③一般財源



①イメージ図

発	表	資	料
令	和	6	年
2	月	16	日
総	務	課	
☎	72-6205	(1217)

○ 趣 旨

防災の拠点となる新たな附属棟の建設工事を令和6年度に着手し、年度末の完成を目指す。

○ 概 要

【整備内容】

(1) 建設場所 西棟跡地周辺

(2) 構造 附属棟 (鉄筋コンクリート造3階建 延床面積1,017.97㎡)

渡り廊下 (鉄骨造3階建 延床面積22.20㎡)

1階 備蓄倉庫、物資集積所、災害時用シャワールーム

2階 災害対策本部員室 (大会議室)、オペレーションルーム (会議室)
防災執務室、サーバー室、非常用発電室

3階 災害対策室 (自衛隊・リエゾン待機室、兼仮眠室)

【概算総事業費】 720,000千円 (うち建設工事費629,000千円)

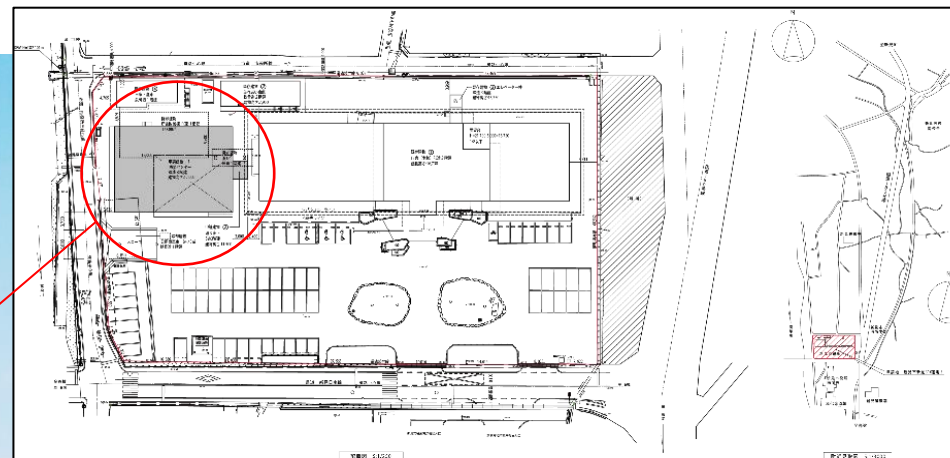
【財 源】 緊急防災・減災事業債

14

市役所本庁舎附属棟整備事業（続き）

発	表	資	料
令	和	6	年
2	月	16	日
総	務	課	
☎	72-6205	(1217)

市役所本庁舎附属棟整備事業



15 木造建築物耐震対策促進事業（拡充）

発 表 資 料
令 和 6 年 2 月 16 日
都 市 整 備 課
☎ 72-6118 (6402)

○ 趣 旨

古い木造住宅（昭和56年5月以前の建築）は耐震性が低く、震度6程度の地震で倒壊する危険性が高いといわれており、災害弱者である高齢者等宅の居間や寝室の部分耐震改修、寝室に耐震シェルターや防災ベッドを設置する費用の一部を助成する。

○ 概 要

【対象者】 65歳以上の人若しくは障がいのある人が居住する世帯、又は低所得世帯
※低所得世帯・・・収入分位25%以下の世帯

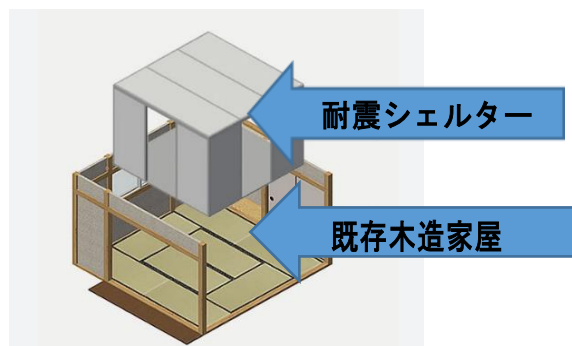
【部分耐震改修】 補助上限額40万円（補助率1/2、うち国費1/2、県費1/4）

【耐震シェルター】 補助上限額20万円（補助率1/2、うち国費1/2、県費1/4）

【防災ベッド】 補助上限額10万円（補助率1/2、うち国費1/2、県費1/4）

【事業費】 1,000千円

【財 源】 社会資本整備総合国庫交付金・耐震診断等事業費県補助金



道路愛護会活動支援事業（拡充）

発	表	資	料
令	和	6	年
2	月	16	日
建	設	課	
☎	72-6131	(6511)

○ 趣 旨

道路の安全性や快適性の向上および、生活環境の保全を図るため、道路愛護会が実施する市道の草刈り、維持管理活動に対して活動報償費を支給する。（令和6年度から活動報償費を2倍に増額）

○ 概 要

- 【対象者】 地域住民で組織する道路愛護会
- 【支給要件】 対象となる主な事業
・道路の草刈り、側溝清掃等の環境美化活動
- 【支給額】 実施延長100mにつき2,000円の報償費を支給
ただし、年2回を限度とする。
- ※事業実施のためのボランティア保険料掛金額は、従来どおり年間掛金
1人あたり350円を限度
- 【事業費】 28,000千円
- 【財 源】 一般財源

発	表	資	料
令	和	6	年
2	月	16	日
総	務	課	
☎	72-6204	(1207)

付議案件 46件 うち 条例25件 予算17件 その他4件

(条例25件)

- 1 新見市公告式条例の一部を改正する条例
条例等を公布する際の市内掲示場を削減するため、条例の一部を改正するもの。
- 2 新見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
国の法令改正に伴い、条例の一部を改正するもの。
- 3 新見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
国の法令改正に伴い、条例の一部を改正するもの。
- 4 新見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
会計年度任用職員に支給する手当を新たに追加するため、条例の一部を改正するもの。
- 5 新見市新見駅前自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
新見駅前自転車等駐車場を移設することなどに伴い、位置が変更となるため、条例の一部を改正するもの。
- 6 新見市災害対策基金条例
災害対策に係る経費の財源を確保し、迅速な対応と早期復興に充てる基金を創設するため、新たに条例を制定するもの。
- 7 新見市消防手数料に関する条例の一部を改正する条例
国の法令改正に伴い、条例の一部を改正するもの。
- 8 新見市集会施設条例の一部を改正する条例
今後の利用が見込まれない集会施設を廃止するため、条例の一部を改正するもの。
- 9 新見市豊永地域振興基金条例
豊永財産区を廃止し、豊永地域内の地域振興及び福祉の増進を図る目的で、豊永財産区特別会計の繰越金を財源とする基金を創設するため、新たに条例を制定するもの。

令和6年3月市議会定例会提出案件（続き）

発	表	資	料
令	和	6	年
2	月	16	日
総	務		課
☎	72-6204	(1207)	

- 10 豊永財産区管理会条例を廃止する条例
豊永財産区を廃止し、財産区の管理を行っている管理会を解散するため、条例を廃止するもの。
- 11 新見市特別会計条例の一部を改正する条例
新見市豊永財産区特別会計を廃止するため、条例の一部を改正するもの。
- 12 新見市手数料に関する条例の一部を改正する条例
国の法令改正に伴い、条例の一部を改正するもの。
- 13 新見市大佐老人工芸館条例を廃止する条例
今後の利用が見込まれない施設を廃止するため、条例を廃止するもの。
- 14 新見市哲西高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例
福祉センターにある建物を住居として貸し出す事業などを廃止するため、条例の一部を改正するもの。
- 15 新見市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例
精神障害者を心身障害者医療費の給付対象とするため、条例の一部を改正するもの。
- 16 新見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
国の法令に基づき、一般廃棄物処理手数料のうち、し尿にかかる手数料の規定を整備するため、条例の一部を改正するもの。
- 17 新見市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
国の法令改正に伴い、条例の一部を改正するもの。
- 18 新見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
国の法令改正に伴い、条例の一部を改正するもの。
- 19 新見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
国の法令改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

発	表	資	料
令	和	6	年
2	月	16	日
総	務	課	
☎	72-6204	(1207)

- 20 新見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
国の法令改正に伴い、条例の一部を改正するもの。
- 21 新見市公民館条例の一部を改正する条例
今後の利用が見込まれない施設を廃止するため、条例の一部を改正するもの。
- 22 新見市哲多体育施設条例の一部を改正する条例
今後の利用が見込まれない施設を廃止するため、条例の一部を改正するもの。
- 23 新見市営単独住宅条例の一部を改正する条例
今後の利用が見込まれない住宅を廃止するため、条例の一部を改正するもの。
- 24 新見市水道事業給水条例の一部を改正する条例
国の法令改正に伴い、条例の一部を改正するもの。
- 25 新見市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
国の法令改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

（予算17件）

- 1 令和6年度新見市一般会計予算
- 2 令和6年度新見市診療所特別会計予算
- 3 令和6年度新見市国民健康保険特別会計予算
- 4 令和6年度新見市介護保険特別会計予算
- 5 令和6年度新見市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 令和6年度新見市観光事業特別会計予算
- 7 令和6年度新見市萬歳財産区特別会計予算
- 8 令和6年度新見市水道事業会計予算

17 令和6年3月市議会定例会提出案件（続き）

発	表	資	料
令	和	6	年
2	月	16	日
総	務	課	
☎	72-6204	(1207)

- 9 令和6年度新見市下水道事業会計予算
- 10 令和5年度新見市一般会計補正予算（第9号）
- 11 令和5年度新見市診療所特別会計補正予算（第3号）
- 12 令和5年度新見市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 13 令和5年度新見市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 14 令和5年度新見市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 15 令和5年度新見市観光事業特別会計補正予算（第3号）
- 16 令和5年度新見市豊永財産区特別会計補正予算（第1号）
- 17 令和5年度新見市萬歳財産区特別会計補正予算（第1号）

（その他4件）

1 市道路線の変更について

市道と県道の区域変更に伴い、市道の起点と終点の位置等を変更するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 新見市唐松地域づくりセンターの指定管理者の指定について

令和6年4月から新たに指定管理を行う施設について、新見市公の施設指定管理者選定委員会において選定された者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

3 国際貢献大学校メディカルクリニックの指定管理者の指定について

4 哲多町介護老人保健施設すずらんの指定管理者の指定について

（3及び4は同じ提案理由）

現在の指定管理期間が令和6年3月末に終了する施設について、新見市公の施設指定管理者選定委員会において選定された者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和5年度3月補正予算 会計別集計表

発	表	資	料
令	和	6	年
2	月	16	日
財	政	課	
☎	72-6160	(1232)

(単位：千円、%)

会 計 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後	前年度同期 増減率	前年度同期額
一 般 会 計	28,325,945	(9号) △ 127,308	28,198,637	0.2	28,153,957
診 療 所 特 別 会 計	186,513	(3号) △ 39,862	146,651	△ 10.4	163,598
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	3,732,103	(4号) △ 4,722	3,727,381	6.6	3,498,152
事 業 勘 定	3,544,965	△ 39	3,544,926	6.3	3,336,003
直 営 診 療 施 設 勘 定	187,138	△ 4,683	182,455	12.5	162,149
介 護 保 険 特 別 会 計	5,090,166	(4号) △ 15,063	5,075,103	2.8	4,938,929
保 険 事 業 勘 定	5,072,512	△ 14,898	5,057,614	2.8	4,921,256
介 護 サ ー ビ ス 事 業 勘 定	17,654	△ 165	17,489	△ 1.0	17,673
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	554,472	(3号) △ 6,065	548,407	0.9	543,453
観 光 事 業 特 別 会 計	78,308	(3号) 2,000	80,308	26.1	63,672
豊 永 財 産 区 特 別 会 計	12,604	(1号) 6	12,610	△ 1.1	12,753
萬 歳 財 産 区 特 別 会 計	6,179	(1号) △ 5,906	273	△ 84.8	1,791
特 別 会 計 合 計	9,660,345	△ 69,612	9,590,733	4.0	9,222,348
水 道 事 業 会 計	2,126,397		2,126,397	12.2	1,895,259
下 水 道 事 業 会 計	3,083,629		3,083,629	16.2	2,654,388
企 業 会 計 合 計	5,210,026		5,210,026	14.5	4,549,647
合 計	43,196,316	△ 196,920	42,999,396	2.6	41,925,952

令和5年度 一般会計補正予算（第9号）の概要

発	表	資	料
令	和	6	年
2	月	16	日
財	政	課	
☎	72-6160	(1232)

(単位：千円)

主 な 事 業 名 等	補 正 額	財源内訳	国県支出金	説 明
			地方債	
			その他	
			一般財源	
1 災 害 対 策 基 金 積 立 金 総務課	50,000		50,000	災害予防、災害応急対策、災害復旧、被災地への支援活動等の災害対策に係る財源を確保し、災害に対する迅速な対応と災害からの早期復興を図るため、災害対策基金を設置します。
2 そ の 他	△ 177,308		△ 556,554	事業費や補助金、起債額の確定等に伴う補正
			△ 137,100	
			△ 15,608	
			531,954	
計	△ 127,308		△ 556,554	
			△ 137,100	
			△ 15,608	
			581,954	